

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

# 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

## ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で、宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

## ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（2020年6月10日公開）

(URL:<http://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

## ③「宣言」企業は、「ロゴマーク」(作成中) を使うことができます 一部の補助金の優先採択を検討しています。

経済産業省の一部の補助金について、優先採択を検討しています。

### 「宣言」の内容について

- 内閣府政策統括官付  
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会  
03-

提出先 URL:<http://www.biz-partnership.jp>

